

令和2年6月1日

保護者 各位

茨城県立鉾田第一高等学校長 飯山 美都子

空調設備使用料の免除について

向暑の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

上記のことについては、世帯の所得額が、下記「空調設備費免除の収入基準額」以下の場合、申請により免除になりますので、希望される方は随時事務室で申請をしてください。免除が決定された方には返金致しますので、宜しくお願い致します。

空調設備費免除の収入基準額

人数	世帯	
	一般世帯	母子世帯
1人		1,330,000
2人		2,150,000
3人	2,380,000	3,020,000
4人	3,130,000	3,680,000
5人	3,720,000	4,240,000
6人	4,360,000	4,880,000
7人	5,030,000	5,630,000
8人	5,780,000	6,400,000
9人	6,530,000	6,890,000
10人	7,150,000	7,470,000

※母子世帯には、父子世帯及び児童のみで構成されている世帯等を含みます。

※生活保護世帯は、収入基準額に関係なく免除の対象となります。

〈お問い合わせ先〉

茨城県立鉾田第一高等学校 事務室

Tel 0291-33-2161